

九度山町障がい者活躍推進計画

○機関名 九度山町

○任命権者 九度山町長

○計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

○九度山町役場における障がい者雇用に関する課題

九度山町においては、現在、法定雇用障がい者数を満たしており、採用、定着状況は概ね順調と考えているが、障がい者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。

○目標

採用に関する目標：【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率以上

【評価方法】毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理

定着に関する目標：不本意な離職者を極力生じさせないこと

【評価方法】毎年 of 任免状況通報により把握・進捗管理

○取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

- ・障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
- ・障がいのある職員が5名以上となった場合に障がい者職業生活相談員として総務課人事係長を選任し、配置する。
- ・障がい者である職員のための相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。

(2) 人材面

- ・職員研修等において、障がいに係る内容を実施し、職員の障がいへの理解を推進する。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。

・身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職場環境

・相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(2) 募集・採用

・募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

(ア) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 働き方

・時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を推進する。

(4) キャリア形成

・本人の希望等も踏まえつつ、必要に応じて各種研修への参加を促進する。

(5) その他の人事管理

・必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行うこととする。

4. その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。